

會學濟經學大國帝都京

叢論經濟

號五第 卷三十四第

行發日一月一十年一十和昭

論叢

地方稅賦課の方法

法學博士 神戸正雄

利子歩合の決定

文學博士 高田保馬

新國民主義の立場

經濟學博士 石川興二

時論

賣上稅を論ず

經濟學博士 沙見三郎

研究

我國に於ける「社會事業」の實際的概念

經濟學士 中川與之助

貨幣經濟論的立場より見たる財產稅

經濟學士 中谷實

保險プールについて

經濟學士 佐波宣平

說苑

對支クレヂツトとしての英吉利輸出信用保證制

經濟學博士 小島昌太郎

米穀自治管理法の實施

經濟學博士 八木芳之助

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

（禁轉載）

米穀自治管理法の實施

八木芳之助

一

現行米穀統制法の補強工作たる米穀自治管理法は、既に去る九月二十日より施行され、之が實施に必要な同法施行令及び同法施行規則も既に去る九月十六日に公布された。而して先日發表された内地米の第一回豫想收穫高は六千七百八十萬石の豐作であり、また外地米作も平年作以上であると豫想され、従つて明米穀年度に於ては持越過剩米が相當の數量に上ることが確實であるから、この點よりすれば自治管理法の發動は愈々必至と見られる情勢となつた。併し自治管理法の發動には、米價が米穀統制法公定の標準最低價格の上値一割以下にあることが條件となつてゐるから、今後の自治管理法の發動は一に此の點に懸ることゝなつた。内地米とも、その收穫が豐作であるとの見込が確實となれば、米價は標準最低價格の上値一割を割らない

とは限らないから、今や自治管理法發動の可能性は相當濃厚に存する次第である。さればこの秋に際し、茲に米穀自治管理法の利弊につき若干の考察を加ふることは必ずしも徒爾ではなからう。

米穀自治管理法は現行米穀統制法の有つ若干の缺陷を補強するために制定された。即ち先づ第一に米穀統制法は外地米の移入統制を缺いてゐるから、外地米の移入は季節的に平均されず、その結果出盛期に於ける内地米價格を不當に壓迫する。更に稍長期に亘つて觀察するに、内地市場に於て内地米を買上げて其の價格の引上を行ふときは、それに伴ふて、内地市場に移入される外地米の價格も其の産地の費用價格以上に騰貴することゝなるから、それだけ外地に於ける米作への投資を助長し、愈々外地過剩米の増大を促す。されば米穀統制法は外地米の移入を奨励するために、内地米を買上ぐるが如き奇觀さへ呈する。第二に米穀統制法の下では、米價をして最高最低の二公定價格内にあらしめるため、政府は公定價格で無限に米の買上又は賣渡を

行ふものであるから、之によつて米作豊凶の米價に及ぼす影響は餘程之を緩和し、米價安定の實を擧げることを得たが、之が爲め財政負擔を過大ならしめることを免れない。第三に米穀統制法の下では、米價の季節的變動の幅が從來に比して必ずしも縮小されず、それが反社會政策的なる結果を招くこととなつた。即ち豐作にして米價が最低價格を下廻る場合には、中小農は家計に餘裕のない處から換金を急ぎ、生産米を收穫後直ちに最低價格で政府に賣渡すが、經濟的に餘裕のある大地主や米穀商等の所謂大手筋は、米價が最高價格に近づくまで、その手持米を賣却せず、また政府買上米も最高價格でなければ賣却出来ないから、茲に米「有がすれ」なる奇現象を生み、端境期に近づくに従つて、米價が上昇することとなる。かく米價が季節的に平均されず、端境期に近づくに従つて、標準最高價格にまで上昇することは、一般消費者にとりて不利なるは云ふ迄もなく、また農村内部に於ても米作農家にして幾分か飯米を購入せざるを得ない小農戸數が、米作農家總戸

數の四割強を占めてゐるといふ事情に徴するも、端境期に向つての米價高は、反社會政策的なる影響を及すものと云ふべきである。

二

かゝる米穀統制法の有つ缺陷を除去するため、米穀自治管理法が實施されるに至つた。この自治管理法の内容は左の如くである。

一、本法は内地、朝鮮及臺灣を通ずる過剩米穀を統制する爲、内地、朝鮮及臺灣に於て米穀の自治管理を行はしむることを目的とする。而してこの過剩米の數量は、毎年十一月一日現在に於ける米穀の需給推算を内地及び外地を通じて行ひ、それより之を算出する。而してこの過剩數量の範圍内で決定される貯藏米の内地及び外地に對する割當は、米穀管外移出數量の増加趨勢の外に、米穀管外移出數量、米穀收穫の豊凶等を參酌して之を定めるが、當分の内はその割當比率は内地百分の三十五、朝鮮百分の四十三、臺灣百分の二十とする。

二、政府はこの過剰米を貯藏せしめるため、内地では市町村、朝鮮では府郡島、臺灣では廳又は郡市の地域を單位として、米穀統制組合を設立せしめる。而してこの統制組合の組合員たる者は、其の地域内に於ける、(イ)水稻田五段歩以上の自作者、(ロ)水稻田一町歩以上の小作者、(ハ)水稻田一町歩以上の地主、(ニ)水稻田一町歩以上の自作兼小作者、但し自作田に付ては其の二倍に相當する面積を以て計算す、(ホ)水稻田一町歩以上の自作者は小作兼地主、又は自作兼小作兼地主、但し自作田に付ては、其の二倍に相當する面積を以て計算す。

米穀統制組合の設立には、其の地區内に於て右の組合員たる資格を有する者の三分の二以上の同意を必要とするが、一旦それが設立されたときは、その地區内の組合員たる資格を有する者は總て組合員となる。この米穀統制組合は、組合に於て統制すべき米穀の數量を組合員に割當て、組合に於て統制すべき米穀を貯藏し、組合員に對し其の貯藏米穀につき資金の融通又は

斡旋をなし、貯藏米穀の倉庫證券を發行し、また貯藏を解除された米穀の委託販賣をなし得る。而して組合員に割當て、組合に於て貯藏する米穀は、原則として、農林大臣の定むる條件に適合する當該年産の水稻粳粍を以てすることゝなつてゐる。

更に内地及び外地には夫々地方米穀統制組合聯合會(内地は道府縣、朝鮮は道、臺灣は州を區域とす)を設け、その上に内地、朝鮮、臺灣を夫々區域とする中央米穀統制組合聯合會を設立して、系統的に聯絡する。この際、各系統組合に對する貯藏米の割當は、その區域内に於ける米穀の販賣高、生産高、區域外への移出高等を參酌して之を決定する。

三、この割當貯藏米に對しては、内地米の價格が標準最低價格の上値一割以上に達し、政府より解除の許可があるまで、その貯藏を繼續する義務がある。従つて米價が低くして、當該米穀年度を越ゆるも、貯藏米を解除する機會がない場合には、内地にありては標準最低價格を以て、外地に在りては米生産費、物價、其

他の經濟事情を參酌して定める價格を以て、政府に之を買上げる。

四、上述の過剩米統制を爲すも、米穀の供給過剩にして、米價が標準最低價格を下らんとする虞あるときは、内地及び外地に於て、地方米穀統制組合聯合會又は米穀を取扱ふ卸賣商（問屋を含む）の設立する米穀商統制組合をして、第二次的に市場の供給過剩米の統制をなさしめる。而して此の第二次の過剩米統制に關しては、その解除、政府への買上等は第一次過剩米統制の場合に準ずる。

五、かく第一次の過剩米統制は米穀統制組合で行ふが、併し米穀統制組合又はその聯合會の區域に、米穀を取扱ふ販賣組合又はその聯合會があり、且つこの米穀販賣組合にして其の區域内に於ける米穀統制組合の組合員たる資格を有する者の二分の一以上を其の組合員とするもの限り、米穀統制組合に代行することが出来る、また道府縣米穀販賣組合聯合會にして其の所屬組合中、米穀統制組合の事業を行ふ組合が其の區域

内に於ける米穀統制組合及其の事業を行ふ團體の二分の一以上に達するもの限り、道府縣米穀統制組合聯合會に代行することが出来る。内地の全國販賣組合聯合會（全販聯）は、内地の中央米穀統制組合聯合會に代行するを得ないが、併し内地過剩米の系統組合に對する割當てに際しては、農林大臣は「全販聯」の意見を徹することゝなつてゐるから、「全販聯」は自治管理法の實施上に重要な地位を占めてゐる。

更に米穀統制組合の區域内に米穀販賣組合のない場合には農會を以て代行せしめることが出来る。

三

この米穀自治管理法の長所として考へられる點は、第一に幾分なりとも米穀特別會計上の損失を少くし得ることである。即ち内外地を通じて過剩米を民間で貯藏するのであるから、それだけ政府の買上米數量を少くし得る。併し米價が低く、當該年度を越ゆるも貯藏米を解除する機會のないときは、之を政府に買上げるのであるから、この場合には米穀統制法に比して、政

府の財政負擔は減少しない。併しこの貯藏米は、米價が標準最低價格の上値一割以上に達すれば解除されるものであり、従つて貯藏期間が比較的短くてすむ可能性があるから、政府の財政的負擔が幾分軽減される。

第二に此の貯藏過剩米は、米價が標準最低價格の上値一割以上に達する際には解除されるのであるから、之によつて端境期に於ける米「有がすれ」と米價高とを防止し、米消費者大衆にもまた端境期に飯米を購入せざるを得ない貧農層にも有利なる作用を及ぼす。

第三に從來殆ど手が觸れられなかつた外地米の移入が過剩米の形式で統制されることとなり、それだけ收穫直後の内地移入が減することとなるから、従つて出廻期に於ける内地米價格に對する壓迫が緩和される。

次に自治管理法の發動並にその效果に對する疑點として考へられる處は、第一に自治管理法の發動される前提としては、内外地を通じて過剩米の存することが必要であるが、併し幾何の過剩米があれば發動されるのか、この點に關する規定がない。また過剩貯藏米の解

除は、原則として米價が標準最低價格の上値一割以上にある場合に限り出来るから、この點から見て管理法も米價が標準最低價格の上値一割を下らなければ發動されないと解せられる次第であるが、自治管理法發動の二條件を積極的に明確に規定して置く方が、公正で宜しくはないか。

第二に自治管理法の發動されるのは、過剩米の生ずる内外地米とも平年作以上の作柄の年である。されば平年作以下の年には、過剩米がなく、従つて自治管理法は發動されないから、かゝる年には依然として端境期の米價高や米「有がすれ」を生ずる虞がある。而して斯かる貯藏過剩米の存しない年には、米穀統制法の持つ短所である所の、米價の引下げに對し力が弱いことは尙ほそのまま存續するものと云はなければならぬ。

第三に此の過剩米の割當は、内地百分の三十五、朝鮮百分の四十三、臺灣百分の二十二の割合を以て統制されるが、爾餘の外地米に就いては、自由に内地へ移入されるものであるから、内地へ入込む外地米が内地

米價格に引きづられて、その産地の費用價格よりも引上げられることとなることは、今後も繼續する。従つて外地米は依然として内地米の犠牲に於て過大に利得を占めることとなる虞がある。

第四、自治管理法も米穀の流通過程の統制であり、米穀の生産統制策を伴つてゐないから、米穀は外地に於て生産過剰となる虞がないでは無い。従つてこの點についても代作の奨励、其他につき研究すべきである。

第五、過剰貯藏米の解除點であるが、米價が標準最低價格の上値一割以上に達すれば解除され得るが、本法の適用される年は過剰米の多量にある豊作の年であるから、米價がこの解除點に達したからとて、直ちに貯藏米を解除すれば、米價をして最低價格以下に下落せしめる虞がある。従つて貯藏米の解除後は、なるべく之を平均賣せしむるやう規定すべきである。

第六に過剰米の統制は原則として米穀統制組合をして當らしめるが、この過剰米の統制は毎年起るものでなく、豊作の年にのみ起るに過ぎないから、従つて其の活動力も自然鈍る虞がある。従つて此の統制組合に代行すべき米穀販賣組合の發達の少ない外地に於て、こ

の虞が多分にある。内地に於ては米穀統制組合に代行するものは主として米穀販賣組合となるであらうが、之が代行し得ない場合には、農會が代行機關として現れる。従つてこの際には販賣組合と農會との間に充分なる協調を圖らしめることが必要となる。

第七、貯藏すべき過剰米は原則として農林大臣の定める條件に適合する當該年産の水稲粳粃を以てすることとなつてゐる。粃は玄米よりも貯藏に當り品質保存上優れてゐる上に、貯藏解除の際には粃は更に之を玄米に調整する必要があるから、解除後の市場殺到を緩和するといふ利益がある。併し自治管理法には玄米を小作料として收得する地主も參加するから、地主もその收得小作料を粃を以て貯藏せんとすれば、内地も外地の如く、現在の水田の玄米小作料を粃小作料に改定することが必要となり、また小作料たる粃收納に際し粃品質検査の實施と云ふ困難なる問題も起つて来る。されば内地では玄米小作料を粃小作料化するといふ逆行を敢てしないで、寧ろ今日の現物小作料は之を金納小作料化し、直接の米作農民のみを以て米穀統制組合又はその代行團體の組合員たらしむことが粃貯藏の點からも便宜であらう。